



兵庫労働局発表
令和4年4月25日

報道関係者 各位



[照会先]
兵庫労働局労働基準部
安全課
課長 森永 芳彰
課長補佐 濱田 一郎
TEL. 078-367-9152
FAX. 078-367-9166

『STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン』を展開！

フルハーネス型墜落制止用器具の適正な使用を呼びかけます！

実施期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

兵庫労働局（局長 ^{すずき かずみつ} 鈴木 一光）では、令和3年の「墜落・転落」災害による死亡者数が、令和2年の12人から7人に減少したことを踏まえ、更なる死亡者数の減少を図るため、令和4年度も引き続き「墜落・転落」災害の根絶に向けた取組として、4月1日から労働災害防止団体等と連携し、「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」を実施しています。

このキャンペーンは、「フルハーネス型墜落制止用器具（旧呼称：安全带）の適正な使用の徹底」、「職長（作業中の労働者を直接指揮監督する者）等の確実な職務励行」並びに「墜落制止用器具の法改正による経過措置期間満了後の取扱い」等、様々な墜落防止対策に必要な知識や重要な情報を広く事業者に周知・啓発し、自主的な安全活動の促進につながるよう「動機づけ支援」として展開しているものです。

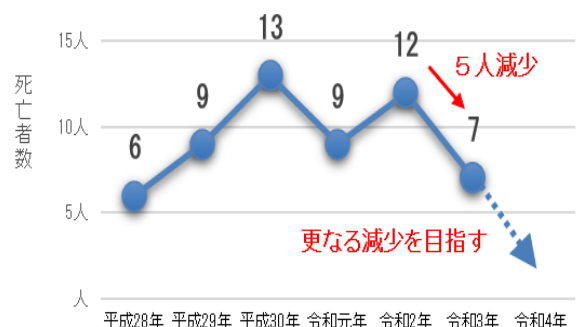
当局において、「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱（以下「実施要綱」という。）を策定し、労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体、労働者団体等39団体に対して、実施要綱に掲げる取組事項に係る文書要請を行っております。

実施期間中は、「労働局長による局署合同建設安全パトロール（7月予定）」、「高所作業における意識調査」や「労働基準監督署による監督指導、個別指導」を実施します。

また周知・啓発用リーフレットを安全大会、説明会、関係団体の総会等、あらゆる機会を捉えて配布し、一人でも多くの関係者に墜落防止対策の重要性を周知・啓発してまいります。

兵庫労働局ホームページには、「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」を掲載しております。

「墜落・転落」災害による死亡者数の推移



【キャンペーン期間中に労働局・労働基準監督署が取り組む事項】

- (1) 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の周知
- (2) 労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等に対する協力要請
- (3) 監督指導及び個別指導の実施
- (4) 労働局長、労働基準部長並びに労働基準監督署長による安全パトロールの実施
- (5) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部及び各分会との合同パトロールの実施
- (6) 公共工事発注機関との合同パトロールの実施
- (7) 墜落制止用器具、保護帽等の安全保護具製造者との連携による説明会の実施
- (8) 外部資源による集団支援、個別支援の活用の促進
- (9) 実施要綱7及び8の事項に関する指導
- (10) 労働安全衛生法第60条に定める職長教育の受講に関する指導
- (11) 職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長再教育」という。）の受講の勧奨
- (12) 高所作業に関する意識調査（自主点検）の実施
- (13) キャンペーン啓発用リーフレットの作成
- (14) 広報の実施

【既に労働局・労働基準監督署が取り組んでいる事項】

- 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱を策定しました。
- 労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等（以下「関係団体」という。）39団体の長あてに兵庫労働局長名による取組協力要請文書を発出しました。
- 関係団体が実施する安全大会、説明会、連絡会議等、あらゆる機会にキャンペーンの取組事項を周知・啓発しています。
- 啓発用リーフレットを配布中です。（兵庫労働局ホームページに掲載しています。）
- 広報を実施しています。

「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を展開します！

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzaen_eisei/newpage_00002.html



兵庫労働局ホームページQRコード



「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」を展開します！



兵庫労働局ホームページ画面

<「墜落・転落」による死亡災害発生状況概要>（令和3年）

（1）死亡者数

- ・ 全産業 …… 死亡者数7人（令和2年比5人減少（12人→7人（-41.7%）））
- ・ 業種別 …… 建設業（5人）、接客娯楽業（1人）、商業（1人）で発生。
- ・ 年齢別 …… 30歳代（1人）、40歳代（3人）、50歳代（1人）、60歳代（1人）、70歳代（1人）
- ・ 墜落制止用器具の使用状況 …… 5人不使用（他の2人は車両ごと墜落した災害）

（2）死亡労働災害発生事例

	被害	災害事例
1	40歳代 とび工	足場の解体作業において、ブラケットで張り出した部分の足場を解体するため足場板を固定している番線を切断していた時、番線の切断を終えていた場所に乗ったため、足場板が天秤になり9m墜落した。
2	40歳代 管理者	工場のスレート屋根の交換作業のため、作業指示や補助を行っていたところ、歩み板が設けられていない個所を踏み抜き、約9m下の工場床に墜落した。
3	60歳代 作業員	浄水場の沈殿装置の支柱の腐食箇所を補強する工事中、足場から約8m下の底部に墜落した。
4	40歳代 作業員	汚水処理場の地下4階の工事により発生した廃棄物を、各階に設けられた開口部から、チェーンブロックで地上に搬出した後、2名で開口部に蓋をする作業中、地下2階開口部から約10m下の地下3階床面に墜落した。
5	70歳代 サッシュ工	公会堂の新築工事において、八尺脚立に乗って壁に穿孔作業中、バランスを崩して足下約2m下のコンクリート床に頭部を打ち付けた。保護帽は着用していたが打ち付けたはずみで脱げた。
6	50歳代 管理者	旅館の宿泊客の乗用車を立体駐車場にバックで止めようとした際、運転操作を誤り、当該駐車場奥側の金属製のフェンスを突き破って、高さ8.9m下に墜落した
7	30歳代 配達員	トラックで牛の飼料を販売先事業場まで運び、フォークリフトで荷下ろし場所まで運搬している途中、坂道を転落した。

「墜落・転落」災害による死亡災害の分析結果

- 墜落制止用器具（安全带）を未装着又は未使用の状況で、高所作業に従事している。
- 墜落制止用器具を使用しない状況（フックを手すり等に掛けない）が容認されている。
- 職長や作業主任者という労働者を直接指揮監督する立場にある職員が、高所作業中の労働者の墜落制止用器具の使用状況を十分監視していない。

（添付資料）

- ・「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」周知・啓発用リーフレット
- ・「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱

STOP!

これ以上、墜落・転落災害による被災者を出さないために！



墜落・転落災害根絶

キャンペーン

— 多発する墜落・転落災害の根絶に向けた確実な取組 —

実施期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日



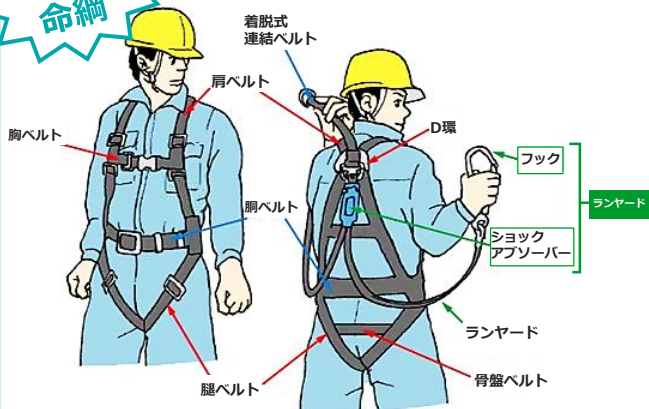
命を守るため、**必ず**墜落制止用器具を使用しましょう！！

「墜落・転落」災害は、墜落防止対策が講じられないことで発生します。高所から墜落すると死亡したり、身体に障害が残る等の重篤な災害になることがあります。

しかし、高所作業は危険を伴う作業であるにも拘わらず、未だに“墜落制止用器具（安全帯）を装着しない”、“装着してもフックを掛けない”、なかには“ヘルメットを被らない”状況もみられます。労働者を高所作業に従事させる事業主の皆様、高所作業に従事する労働者の皆様、労働者を直接指揮監督する職長や作業主任者の皆様、それぞれの立場に応じた責任や職務において確実な墜落防止対策を実行し、高所作業に従事する“働く人”の命を守ってください。

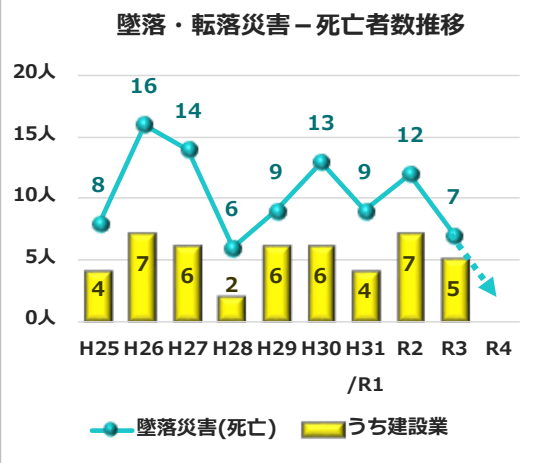
大事な命綱

フルハーネス型墜落制止用器具



※令和4年(2022年)1月2日以降は、旧構造規格の墜落制止用器具(安全帯)は使用禁止となりました。

「墜落・転落」災害による死亡者数は“建設業”がもっとも多い！



高所作業を行う場合は、

POINT①

「**墜落制止用器具**」(安全帯)のフック(コネクタ)を必ず、**丈夫な設備に掛けましょう！**



POINT②

「**職長**」、「**作業主任者**」等は、労働者を指揮監督する重要な役割をもつ「**安全のキーマン**」です。墜落制止用器具の使用状況をしっかり確認しましょう！



兵庫労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/newpage_00002.html

脚立作業時の注意事項





労働局

**① 長年無災害であると聞いていますが、その理由は何だとお考えですか。**

無災害は現場で働く各個人の持つ安全意識の高さが一番大きいところだと思います。

その高い安全意識を保つ土壌づくりとして、安全衛生に関する資格の取得や、講習会への参加を自職場が積極的に奨励してくれているので、そういった学びの場が多いということも安全意識の向上や無災害が継続できている理由にも繋がっていると考えています。



優良職長 A

たかが15年程度のキャリアですが、今から思い出すと「よく15年も無事故無災害でやってこれたなあ」というのが実感です。

ただ、そんな中でも、私の周りには先輩、同僚、協力業者のみんながいて、そのみんなが無事故無災害という同じ方向を向いて、日々進んでいたからだと思います。



優良職長 B

労働局

**② 現場作業の安全確保と部下に安全のルールを守らせることで、特に意識や工夫をされていることはありますか。**

現場作業の安全を確保する為には「必ず自分で確認」することが何より大切だと思います。

人まかせにせず自分自身がその場所で作業するとして、安全に作業できる状況・方法を自分でイメージし、正しく仲間や部下に適切な方法で指導し伝えられるように日々心掛けています。



優良職長 A

一日のスタートは朝礼とKY活動から始まるので、まずはKY活動に力を入れています。私たちの会社が実践しているKYは個人に特化したKY活動で、職長が作業員とのマンツーマンの会話の中でうまく作業員を誘導し、本当に危険なことに気づかせ、それに対する対策を一緒に考えるようにしています。



優良職長 B

労働局

**③ 影響を受けた職長の先輩はおられましたか。また、どのような影響を受けたか差し支えなければ教えてください。**

先輩から言われた言葉で、「安全は目には見えない」という言葉が個人的には心にずっと残っています。その言葉にも色々な意味があったと思いますが、自分なりに解釈し、「安全」の反対語は「危険」なので、現場で見えない「安全」な状態を作ろうと考えるより、逆に見える「危険」な状態を全て排除した状態こそ本当の意味での「安全」な状態だと、私自身の安全に対する意識を改革させるうえでも非常に影響を受けた言葉のひとつだったと思います。



優良職長 A

特にこの人という特定はできないのですが、元請会社で定期的開催されるKY大会を会場やビデオで見るたびに、いろんな会社の職長がKYのリーダーをされているわけですが、KY中の作業員との会話の中で「本当に危険なこと」を作業員に気づかせる会話のテクニックが素晴らしい人がいるので、言葉は悪いですが、そのテクニックを盗んでいます。また、いつか自分も自分のテクニックを盗まれるような職長になりたいです。



優良職長 B

お問い合わせ先

兵庫労働局 労働基準部 安全課 または最寄りの労働基準監督署まで

〒650-0044

兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階

TEL : 078-367-9152 / FAX : 078-367-9166

(R4.3)

「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱

- 更なる「墜落・転落」災害の根絶に向けた確実な取組 -

1 趣旨

兵庫労働局は、「兵庫第13次労働災害防止推進5か年計画（計画期間：平成30年度から令和4年度まで）」により、計画期間中の労働災害による死亡者数を平成29年と比較して15%以上減少（25人以下）、休業4日以上の死傷者数を5%以上減少（4,554人以下）させることを目標とし、労働災害防止対策を推進しています。

令和3年は、令和2年に多発した「墜落・転落」災害による死亡者数及び休業4日以上の死傷者数の減少に向け、「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン」を、令和3年4月1日から同年12月31日までを実施期間として、関係団体の協力のもと、積極的に取り組んだことによって、死亡者数は12人から7人に減少し、一定の効果がみられました。

しかしながら、未だに労働安全衛生法（以下「法」という。）に基づく基本的な墜落防止対策を講じることなく、危険な作業や違法な行為が行われることによって、「墜落・転落」災害は発生しているが、このような違法な行為等を制止する立場にある職長や作業中の労働者を直接指揮監督する者（以下「職長等」という。）並びに法令に基づく作業主任者にあっては、職務を確実に励行し、労働者の墜落制止用器具（旧呼称：安全帯）の装着状況・使用状況を監視しなければならない意識を強く持たせることが重要であります。

兵庫労働局では、墜落防止対策を推進し、更なる「墜落・転落」災害の根絶を目指すため、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを実施期間とする「STOP！墜落・転落災害根絶キャンペーン実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を策定しました。

このため、本キャンペーン期間中の「墜落・転落」災害による死亡災害ゼロを目指し、労働災害防止団体、関係業界団体等との連携によって、事業場における責任体制の確立を含めた“高所作業の安全対策の取組への動機づけ”を積極的に図り、効果的な墜落防止対策の推進の端緒とします。

平成30年6月に公布された改正労働安全衛生法施行令において、安全帯の名称は「墜落制止用器具」に改正されたので、本実施要綱では「墜落制止用器具」と表記します。

2 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 主唱者

兵庫労働局、県下労働基準監督署

4 協賛者

一般社団法人 兵庫労働基準連合会
建設業労働災害防止協会 兵庫県支部
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県総支部
林業・木材製造業労働災害防止協会 兵庫県支部
一般社団法人 日本ボイラ協会 兵庫支部
一般社団法人 日本クレーン協会 兵庫支部
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 兵庫支部
日本労働安全衛生コンサルタント会 兵庫支部
RSTトレーナー会

5 主唱者の実施事項

- (1) 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の周知
- (2) 労働災害防止団体、経営者団体、関係業界団体等に対する協力要請
- (3) 監督指導及び個別指導の実施
- (4) 労働局長、労働基準部長並びに労働基準監督署長による安全パトロールの実施
- (5) 建設業労働災害防止協会兵庫県支部及び各分会との合同パトロールの実施
- (6) 公共工事発注機関との合同パトロールの実施
- (7) 墜落制止用器具、保護帽等の安全保護具製造者との連携による説明会の実施
- (8) 外部資源による集団支援、個別支援の活用促進
- (9) 実施要綱7及び8の事項に関する指導
- (10) 法第60条に定める職長教育（以下「職長教育」という。）の受講に関する指導
- (11) 職長等の能力向上教育に準じた教育（以下「職長再教育」という。）の受講の勧奨
- (12) 高所作業に関する意識調査（自主点検）の実施
- (13) キャンペーン啓発用リーフレットの作成
- (14) 広報の実施

6 労働災害防止団体、関係機関等の実施事項

- (1) 「STOP! 墜落・転落災害根絶キャンペーン」実施要綱の会員事業場への周知
- (2) 実施要綱7及び8に掲げる事項に関する支援
- (3) 安全パトロールの実施
- (4) 会員事業場が実施する墜落災害防止対策への指導援助
- (5) 職長教育及び職長再教育の受講に関する機会の確保
- (6) 労働局が実施する高所作業に関する意識調査（自主点検）への協力
- (7) 広報誌、ホームページ等への実施要綱等の掲載
- (8) 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の支援

7 事業者が行う墜落災害防止対策に係る実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針表明及び職場の安全意識の高揚
- (2) 高所作業におけるリスクアセスメントの実施並びに残留リスクの対応
- (3) 墜落災害防止に対する基本的な安全対策の実施
 - ア 丈夫な作業床、手すり並びに親綱等の設置
 - イ 高所における手すり、柵等の取り付け、並びに取り外し箇所の即時復旧
 - ウ 要求性能墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の確実な使用の徹底
 - エ 高所作業における保護帽（墜落時保護用）の正しい着用の徹底
 - オ 高所作業実施前における作業手順の確認並びに連絡調整
 - カ 高所作業に対する安全教育の実施
- (4) 安全に昇降するための昇降設備の使用の徹底
- (5) はしご、脚立等を使用した作業における墜落防止対策の実施
- (6) 職長教育又は職長再教育未受講者に対する教育の受講の促進
- (7) 職長教育の講師の養成
- (8) 職長等、作業主任者による確実な職務の励行
- (9) 一人作業における安全対策の徹底
- (10) 高年齢労働者、未熟練労働者の適正な配置への配慮
- (11) 職場巡視による墜落制止用器具の使用状況の確認
- (12) 外部機関が行う集団支援又は個別支援の活用
- (13) 労働安全コンサルタント等の専門家を活用した安全衛生水準の向上
- (14) 安全の日の設定等、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

8 業種の特性に応じた墜落防止対策に係る実施事項

(1) 建設業における実施事項

- ア 足場等からの墜落防止対策の実施
- イ 手すり先行工法、足場先行工法の積極的な採用
- ウ 開口部の墜落防止措置の徹底並びにスレート等の踏み抜き防止措置の徹底
- エ 足場の点検の実施（不備な箇所の即時復旧）
- オ 要求性能墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の適正な使用の徹底
- カ 高所作業における保護帽（墜落時保護用）の正しい着用の徹底
- キ 足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の確実な励行
- ク 職長教育の実施並びに確実な職務の励行
- ケ 元方事業者による統括安全衛生管理の徹底並びに関係請負人における法令遵守の徹底
- コ 混在作業における適正な作業計画の作成と連絡調整の徹底
- サ 新規入場者教育（一人親方等を含む。）の確実な実施と教育の形骸化の防止

(2) 製造業における実施事項

- ア 高所での機械の点検・掃除等における墜落災害防止対策の実施
- イ 要求性能墜落制止用器具（原則フルハーネス型）の適正な使用の徹底
- ウ 職長教育の実施並びに確実な職務の励行

- エ 高所作業における保護帽（墜落時保護用）の正しい着用の徹底
- (3) 林業における実施事項
 - ア 立木の枝払い作業等における墜落防止対策の確実な実施
 - イ 適切な作業方法の実施
 - ウ U字吊り器具とフルハーネス型墜落制止用器具の確実な併用
 - エ 高所作業における保護帽（墜落時保護用）の正しい着用の徹底
- (4) 陸上貨物運送事業における実施事項
 - ア 車両の荷台等からの墜落防止対策の確実な実施
 - イ 運転席の乗降時における三点支持の徹底
 - ウ 高所作業における保護帽（墜落時保護用）の正しい着用の徹底
- (5) 第三次産業及びその他の業種における実施事項
 - ア 階段の安全な昇降のため、物の放置の防止、十分な明るさ（照度）の確保、昇降時の注意を促す標識の設置等、墜落防止のための必要な措置の実施
 - イ 適正な脚立の使用の徹底
 - ウ キャスター付き椅子の踏み台としての利用禁止

9 フルハーネス型墜落制止用器具及び保護帽の適正使用の徹底

- (1) 二丁掛け の推奨及び一定の高さ以上の高所作業におけるフルハーネス型墜落制止用器具の使用の徹底
- (2) フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育を必要とする労働者に対して確実に特別教育を実施
- (3) 墜落制止用器具及び保護帽の機能の点検の実施
- (4) 不良品、輸入製品等における構造規格に適合しない墜落制止用器具の使用禁止
- (5) 令和4年（2022年）1月2日以降、旧構造規格による墜落制止用器具（安全帯）の使用禁止を徹底し、現構造規格（平成31年1月25日付厚生労働省告示第11号）を具備する墜落制止用器具の使用を徹底

10 職長等による職務の確実な励行

職長等又は作業主任者は、“安全衛生のキーマン”として重要な立場にあることを理解し、適正な作業方法の決定、労働災害を防止するための必要な事項等における職務を確実に励行

「フルハーネス型墜落制止用器具」とは、墜落を制止する際に身体の荷重を肩、腰部及び腿等複数箇所において支持する構造の部品で構成される墜落制止用器具をいう。

「二丁掛け」とは、墜落制止用器具の2本のランヤードを交互に掛け替えることにより、常に構造物とランヤード間が連結され、高所での不使用状態を無くし、墜落の危険性を回避し、安全性を向上させる掛け方をいう。